

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

大町市「北アルプス山麓 仁科の里」水環境再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

大町市

3 地域再生計画の区域

大町市の全域

4 地域再生計画の目標

当市は長野県北西部、東京から約200km、名古屋から約180kmに位置し、市域は五竜岳（標高2,814m）から槍ヶ岳（標高3,180m）山頂を含み、東西約22.7km、南北約36.5km、総面積464.84km²と広大な面積を有しているが、人口は31,011人（平成12年国勢調査）で、昭和29年の市制施行以来、30,000人から35,000人規模を推移している小規模都市である。

地形的には、市域西部に象徴ともいえる北アルプスの3,000m級の山々が連なり、中央に帯状の平坦な低地（安曇野）を挟んで東部に比較的なだらかな山地が横たわっている。

水環境面では、北アルプスを源とする高瀬川、鹿島川、箆川などの清冽な河川や、仁科三湖と称される青木湖、中綱湖、木崎湖の天然湖と電源開発等による高瀬ダム、七倉ダム、大町ダムの人造湖があり、豊かな水資源に恵まれた地域となっている。

産業面においては、大正時代に高瀬川の水を利用した水力発電が行われ、昭和初期にはアルミニウム製造会社や紡績会社が進出し、昭和の中頃まで「二大企業城下町」と言われるなど、古くからこの豊富な水資源を活用して発展してきた。その後、昭和46年には立山黒部アルペンルートが全線開通し、昭和53年には東京電力による高瀬・七倉ダム、昭和60年には大町ダムが完成すると、高瀬渓谷の開発が進められるようになり、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな大自然を活かした観光産業も発展し、年間を通じて多くの観光客が訪れる山岳観光都市となっている。

一方、恵まれた水資源の多目的利用により、製造業や観光産業だけでなく、稲作を主とする農業の振興にも力を注いでおり、稲作は第1次産業の中心となっている。

このように、当市は、恵まれた自然環境の中でも特に豊富な水資源の恩恵を受けて発展してきたが、近年、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムに起因する環境悪化は、地球規模で問題化している。

当市においても、昭和40年代頃までは身近な水路に清流を好むカジカが住み、夏には子どもたちが川で遊ぶ姿が日常的に見られたものだが、水路改修と相まっ

て生活雑排水による水質の悪化が進み、カジカや小川で遊ぶ子どもたちの姿も減少に見かけなくなっている。また、アルプスの鏡といわれた仁科三湖でも最下流の木崎湖において昭和63年から淡水赤潮が発生し、市民に大きな衝撃を与えた。

こうした水環境の悪化に加え、少子高齢化が急激に進んでいる状況から、豊かな自然環境を維持し、環境にやさしい持続的発展が可能な社会に転換していくことが求められている。

生活排水を処理するために、平成2年からは、市街地を中心に公共下水道を、平成5年から処理場より下流となる農村部分で農業集落排水事業を、同時に家屋が分散している地域で浄化槽の個人設置型事業を、平成6年度からは、家屋が連たんしている農業集落地域で特定環境保全公共下水道事業を展開し、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、71%にまで達したものの依然周辺自治体と比べて低迷している状況である。

恵まれた水資源を維持し、市民共有の財産として後世に継承していくためには、公共用水域の水質を保全することが必要であり、このことは、この地域に暮らす市民の豊かな生活につながるだけでなく、日本海に注ぐ信濃川水系の最上流域に暮らす者の責務といえる。

また、水質保全のためには、水環境に対する市民の意識の高揚を促す次のような活動も行っている。

① 「仁科三湖クリーンラリー」等のイベント開催

小学生を対象に、湖水や水辺の自然の中に身を置き、その美しさと豊かさを体験して感動することで水環境を身近に感じ、日々の生活の中でこの環境を大切に守ろうとする心を育てる。

② 河川清掃の実施

市内の一斉清掃の一環として毎年3月と11月に、自治会や事業所に呼びかけて河川の清掃を行っている。多くの市民の参加を得て、河川の汚れの実態を認識し、河川をきれいに保ちたいという要求が生まれ、日常生活の中で水環境を守ろうとする意識が育っている。

市民の水環境への意識が向上するにしたいが、行政に対する汚水処理施設の要求も強くなることから、汚水処理施設整備交付金を活用して施設整備を行うことにより、都市機能の向上と水環境の保全に努め、住環境に優れ最上流域という自覚を持った山岳都市としての地域再生を目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を71%から92%に向上※汚水処理施設整備交付金で整備する施設以外の普及率を含む)

(目標2) 河川の水質を改善(人口密集地区の汚水が流入する農具川の BOD を 1.9mg/lから1.6mg/lに向上)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

当市の市域は464.84km²と広大で南北に広がっており、汚水処理施設の整備には

長い年月と多額の費用を必要となることから、整備が遅れている状況にある。そこで下水道整備計画の見直しを行い、浄化槽設置区域を拡大することにより、下水道整備期間の短縮と浄化槽の普及促進による実効的な汚水処理環境の改善を図ることが必要となっている。

そのため、汚水整備交付金を活用して家屋の新築・増改築などによる水洗化の要求が強い市街地周辺の公共下水道と、家屋が分散して存在し水洗化が遅れている地域の浄化槽を一体的に整備する。

比較的家屋の連たんしている周辺農業地域は、従来から実施している特定環境保全公共下水道を継続して整備することとして市内全域にわたって汚水処理施設の整備を進め、水質保全に対する意識の高揚を図ることにより、都市機能の向上と水環境の保全に努める。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道・・・平成3年2月に事業認可

[事業主体]

- ・ いずれも大町市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道

下水道法第4条の規定により認可済の大町処理区

- ・ 浄化槽

公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業による施設整備予定区域を除く市内全域

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～平成21年度
- ・ 浄化槽(個人設置型) 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 ϕ 150～200 16,600m
- 単独事業 ϕ 150～200 11,900m
- ・ 浄化槽(個人設置型) 295基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道で、4,000人、浄化槽で880人

[事業費]

・ 公共下水道	1,411,400千円
(うち、交付金	705,700千円)
単独事業費	1,029,500千円
・ 浄化槽(個人設置型)	140,610千円
(うち、交付金	46,870千円)
・ 合計	1,552,010千円
(うち、交付金	752,570千円)
単独事業費	1,029,500千円

5-3 その他の事業

・ 仁科三湖クリーンラリー

小学生を対象に、湖の透明度・水温の観察、船から紅葉の観賞など仁科三湖の優れた水辺の自然を体験することを通じて、水環境を大切にすることを育むイベントを開催する。

・ 河川の一斉清掃

市内の自治会、事業所などに呼びかけて身近な水路の清掃を実施し、多くの市民が参加するボランティア活動を通じて水環境に対する意識高揚を図る。

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

汚水処理人口普及率については、計画終了後に、市が汚水処理人口普及率を調査、評価し、公表する。

BODについては、以前から市が2ヶ月に1回の割合で計測している観測地点の測定値を観察し、計画終了時点の数値及び整備した下水道施設への接続が進む3年後の数値を分析、評価し公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

水環境の保全のため、施設整備後の処理済汚水について継続的に十分な水質を確保する必要があることから、下水道事業の処理水については、下水道法の規定に基づいて許容値の範囲内で運転を行うことはもとより、浄化槽について、保守管理費用を市が補助し適切な浄化槽運用を確保するよう努めるものとする。